

第 号
年 月 日

殿

茨城県 保健所長

肝炎治療費助成事業不承認通知書

年 月 日付で申請のありました肝炎治療受給者証交付について、次の理由により承認できませんので通知します。

記

教 示

(不服申立てに係る教示)

- この処分に不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この通知があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。